



企業の成長を支援するまち加須

# 経営の向上のための積極的な経営革新を 加須市は応援します！

加須市では、地域経済の活性化や雇用の創出、産業の振興を目的に、新たな取り組みや必要な設備の充実を図るための補助金を交付します。

## 対象者

創業後5年以上の方で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社又は個人を対象とします。

※日本標準産業分類の大分類に位置づける農業、林業及び漁業に該当する事業者は除きます。ただし、農林水産業の生産活動を行わない事業はその限りではありません。

## 主な要件

①埼玉県が実施している経営革新計画承認制度(※)による**経営革新計画の承認を受けている**ことが必要です。

※埼玉県が実施している経営革新計画承認制度とは、中小企業等経営強化法に基づき承認する制度であり、「新商品の開発」や「新しいサービスの提供」など6つに類型された「新たな取り組み」が承認の対象となります。

※経営革新計画の承認を受けるにあたり、加須市商工会などの支援機関にご相談ください。

②**市内に営業実態のある**事務所、店舗、工場等に係る事業の経費であることが必要です。

※法人においては本社登記地、個人においては住民登録が市内である方が対象です。

③市税を**滞納していない**ことが必要です。

申請に際しては、要件や補助対象経費等について、必ず申請前に申請手引でご確認ください。  
また、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

## 補助額

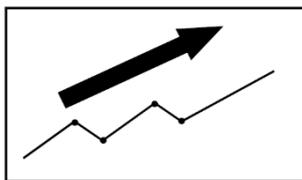
事業計画の実行に必要な経費の **2分の1** の額で、**上限 100万円** ※千円未満切捨て

## 対象経費

- ①広告宣伝費
- ②ソフトウェア使用料
- ③機器賃借料
- ④商品開発又は産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)の導入に要する経費
- ⑤事業所等の改装費
- ⑥1単位当たり税抜き10万円以上の事業用備品の購入費

※「補助対象経費」は、埼玉県が実施している経営革新計画承認制度により承認を得た経営革新計画別表1から別表4及び経営革新計画事業計画書で位置付けられており、かつ、市内の事務所、店舗、工場等に係る事業の経費であって、交付決定日から完了報告までに要した経費が対象です。

※使用料や広告料等の月額経費(年払い含む)のものについては、3ヶ月以内経費分が対象です。



補助金は  
1つの経営革新計画  
につき、100万円を  
**2か年度**に分けて  
利用することも可能

補助金申請随時受付中。  
ただし、申請額の合計が予算額を超えた場合は、募集を終了します。

申請及びお問い合わせ先

加須市産業振興課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1(加須市役所本庁舎2階)

☎0480-62-1111(代表)8:30~17:15(土日・祝日を除く)

詳細は加須市の  
ホームページを  
チェック！

